

平成29年度

富田・富洲原雨水1号幹線
水処理施設及び修景施設設計業務委託

特記仕様書

四日市市上下水道局

(共通事項)

1. 共通仕様書

本業務の施行に当たっては、三重県「三重県業務委託共通仕様書、下水道終末処理場、ポンプ場実施設計業務委託標準仕様書（案）」を準用する。

2. 特記仕様書

前項の他、別記の特記事項を付す。

3. 設計図書優先順位

設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は、次の通りとする。

- (1) 説明事項及び、協議指示書
- (2) 設計図書
- (3) 特記仕様書
- (4) 共通仕様書（標準仕様書）

(特記事項)

第 1 章

1. 業務の目的

本設計業務は、富田・富洲原雨水 1 号幹線に設置されている水処理施設及び修景施設の更新設計業務である。

2. 費用の負担

業務の検査、調査などに伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

3. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

4. 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

5. 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6. 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

7. 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届
- (4) 業務計画書

(5) 完了届

業務計画書は、工程表、業務担当割、担当者連絡先、品質管理体制、緊急連絡体制、協議が想定される関係官公庁等も記載をすること。

工程表の項目は、基本条件確認、現場調査、計算書作成、設計図作成、特記仕様書作成、見積依頼書作成、数量計算書作成、工期算定、金入設計書作成、照査、関係官公庁等協議、成果品概要説明、初回協議、中間協議、最終協議、完了検査、必要な事項、発注者から指示された事項の予定日又は期間とする。

9. 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、上下水道部門技術士（下水道）とし、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。
- (5) 設計業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び業務の区切りにおける中間協議には、管理技術者が出席するものとする。

10. 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

11. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責めに伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(4) 発注者が工事発注に期間を要する場合は、業務完了後においても資料の作成、修正を求められた場合はこれに応じること。

1 2. 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

1 3. 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容の協議書を作成し遅滞なく報告しなければならない。また、あらかじめ想定される協議を整理し発注者へ報告すること。関係官公庁等との連絡調整も受託者が主体となって行い目的達成に必要な会議等を開くこと。

1 4. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1 5. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

第2章 設計一般

1. 一般的事項

- (1) 業務の実施に当って、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と発注者は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書に定める図書を参考にして、設計業務を行わなければならない。

3. 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決に当らなければならない。

4. 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5. 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、既設設備完成図書等を所定の手続きによって貸与する。

6. 参考文献の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名、該当頁等を明記しなければならない。

7. 現地調査

受託者は、現地を踏査、下記事項について確認しておかななければならない。
地形、その他（用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等）、関連管渠等の位置、形状、管低高、その他設計に必要な事項

第3章 業務の基本方針

1. 第4章業務範囲に示す各設備の新設又は改築更新を行ない、それぞれの設備が設置される各水処理施設、修景施設を維持または増設するための詳細設計を行う。
2. 設計に当たっては、現況を十分に調査し、騒音、振動等近隣の環境に配慮して設計条件を整理したうえで、詳細設計業務を実施する。
3. 第5章に示す設計対象の詳細設計における更新、撤去等に伴う既設設備の能力の見直し、他工種（例えば、土木では杭、建築では壁、機械では配管移設、電気では盤改造等）の設計は今回に含むものとする。
4. 第5章に示す設計対象の単純更新ではなく、施設全体のシステムに合った最適な機器・材質・方式を複数案提案し、最終的に発注者が容易な維持管理を実現できるまでに係る技術的な検討を責任もって行わなければならない。したがって、業務着手時に受託者はその範囲、方針等の基本条件を発注者へ確認しなければならない。また、各工法における立坑、重機位置の計画や仮設（道路使用・占用等を含む）・施工ステップの概略検討を行い、それらを踏まえて各工法のコスト、必要工期、施工の難易度、維持管理性、工事公害等の比較検討を行い、最適な施工方式案を提案しなければならない。
5. 上述の基本方針を完遂することができる豊富な実務経験を有する者が本業務に携わらなければならない。
6. 本業務の全体詳細内容が決まり次第、発注者の指示に従い、段階的整備計画をとりまとめること。段階的に発注する工事ごとに設計図、見積依頼書、特記仕様書、数量計算書、工程算出、施工計画案、施工要領書案、金入設計書を作成するものとする。

段階的整備計画の例

第1期：水処理設備撤去更新、受電設備更新、階段増設

第2期：北部の整備

第3期：中部の整備

第4期：南部の整備・・・など

第4章 業務範囲

以下に示す設備の設計業務

1. 水処理施設（代表施設は表1のとおり）
更新設備詳細設計 一式
2. 修景施設（代表施設は表2のとおり）
場内整備詳細設計 一式
3. 上記設計に係るその他下記事項 一式
 - ・設計計画作成
 - ・段階的整備計画書作成
 - ・仮設設計、仮設図作成
 - ・構造計算書作成
 - ・測量及びとりまとめ
 - ・機能計算書作成
 - ・容量計算書作成
 - ・設計計算書作成
 - ・設計図作成
 - ・見積依頼書作成
 - ・特記仕様書作成
 - ・数量計算書作成
 - ・工期算定
 - ・施工計画書案、施工要領書案作成
 - ・金入設計書作成
 - ・関係機関協議
 - ・照査

第5章 設計対象

1. 施設概要

富田・富洲原雨水1号幹線水処理施設・修景施設

供用開始 平成10年

特 徴 下水路直上にある親水施設

2. 設計対象

(1) 水処理施設（表1のとおり）

更新設備詳細設計 一式

- A) 滅菌施設は更新とする。
- B) 高速ろ過設備は、撤去のみとする。
- C) 土木躯体は、基本的に既設流用となるよう設計すること。
- D) 下水路（スラブ）上の施設のため、耐荷重や耐震性を考慮すること。
- E) 現在のせせらぎ水量の効率化の検討を複数案提示（3案以上）する。
 - ・せせらぎ水を流す時間についての検討
 - ・全水路幅の検討
 - ・貯水施設についての検討
- F) スクラップ量、産業廃棄物の算出
- G) その他本業務に必要となる諸設計すべて。

(2) 修景施設（表2のとおり）

場内整備詳細設計 一式

- A) 歩道 増設
近接する道路への階段、スロープ等を増設する。
手すりを設ける。
- B) 点字ブロック 更新
必用となる理由とともに箇所・数量を列挙すること。
- C) 舗装 再舗装
傷んでいる舗装の修復方法を修景として複数案提示（3案以上）する。

D) 芝張り

修景であることを踏まえ、維持管理が容易となるように設計する。

E) 東屋、ベンチ、フェンス等 更新

用途、設置場所ごとに検討し複数案提示（3案以上）する。

F) 水路幅の再検討

現在のせせらぎ水量に応じた水路幅の検討を複数案提示（3案以上）する。

せせらぎ水路は、清掃が容易となるように設計する。

G) 外灯、照明器具 更新

全灯 LED 化とする。

照度計算、照度分布図（平面、立面）の作成を含む。

H) 散水栓、水道管 更新

維持管理が容易になるように布設設計する。

I) 電気設備 更新

受電設備の更新では、容量見直し設計（高圧から低圧受電への検討）を行う。

各分電盤の更新設計を行う。

電気配管・配線布設設計を行う。

既設設備を運用しながらコストを抑えた受電切替要領を作成する。

J) トイレ 更新

長時間使用対策を考慮する。

掃除用具入れを具備する。

型式は、洋式とする。

複数案提示（3案以上）する。

H) スクラップ量、産業廃棄物量の算出

スクラップは、電線量（銅量と全量）・銅廃材・ステンレス廃材にわけて算出

する。産業廃棄物は、アスファストガラ、コンクリートガラ（有筋・無筋）、

廃プラ、木くず等、項目ごとに算出する。

K) そのた

本業務に必要となる諸設計すべて。

第6章 現地調査・打合せ

1. 現地調査

- (1) 受託者は、業務開始時に測量作業や設計条件、施工条件を確認するために十分な現地調査を行うこと。
- (2) 現地調査は資機材の搬入のため幹線道路までの条件を調査、整理すること。
- (3) 既設の完成図書の情報で設計をした場合は、受託者は責任をもって現場・現実・現状を確認しこれらに合った設計図書を作成すること。

2. 打合せ

- (1) 設計業務着手時、及び設計業務の主要な区切りにおいて十分な協議打合せを行うものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。
- (4) 打合せには議事録を取り、内容を明確にして提出しなければならない。

第7章 留意事項

- (1) 関係官公庁等との協議を行った場合は、その内容が明解にわかる協議資料を作成し成果品として提出しなければならない。
- (2) 貸与された図書、電磁的記録媒体等は本業務以外には使用してはならない。
- (3) 受託者は常に業務の進捗状況を把握し、協議の際には着手時に作成した工程表と対比させた資料をもって履行報告しなければならない。
- (4) 成果品は発注予定の工事単位ごとに整理すること。その範囲について、受託者は契約後に確認すること。
- (5) 現場調査中、施設の槽内及び既設人孔その他の地下構造物等に出入りする場合は、事前にその構造について確認するとともに、地上から常時監視又は連絡できる体制を確立しておかなければならない。また、有害ガス、酸素欠乏空気等の有無を調査する他、事故の防止に必要な措置を講じなければならない。また、保護具の着用、安全帯の使用等、事故防止及び安全衛生に必要な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は、調査作業中事故が発生した場合は、直ちに作業を中止し応急措置を講じるとともに、業務計画書の緊急連絡体制に基づき担当者及び関係機関等に連絡し、その指示に従い、被害の拡大防止に努めなければならない。
- (7) 受託者は、文献その他の資料を参考として業務を行った場合、その文献資料名称、該当頁を明記すること。
- (8) 受託者は、現地を十分調査するとともに、次の事項について確認しなければならない。地形、敷地境界 周囲の状況 地盤高、排水状況、処理状況、連絡道路、水道、ガス、電気等の経路等、地質、地質調査資料と現地との関係、官公庁等届出資料、関連管渠の位置、形状及び管底高、既設構造物、機械設備、電気設備及び他工事の計画との関連、吐出状況、放流状況、標高、都市計画図、ハザードマップ（内水氾濫・外水氾濫・津波等）、水準基準面は、原則、東京湾平均海面（T. P）とする。
- (9) 更新機器は省エネ化を検討すること。また、更新に伴うエネルギー量の変動も試算すること。

第8章 成果品

1. 設計成果

- (1) 設計報告書 2部 (黒背表紙、金文字製本)
- ・設計計画書
 - ・段階的整備計画書
 - ・仮設計書
 - ・仮設図
 - ・重機配置計画図
 - ・構造計算書
 - ・測量図
 - ・機能計算書
 - ・容量計算書
 - ・設計計算書
 - ・設計図
 - ・見積依頼書
 - ・特記仕様書
 - ・数量計算書
 - ・工期算定書
 - ・施工計画書案、施工要領書案作成
 - ・関係機関協議書
 - ・照査
- (2) 数量計算書、金入設計書 2部 (A4版ファイル)
- (3) 縮小版設計図 2部 (A4縮小版製本)
- (4) 電子データ 2部 (CD, DVD 等)
- (ファイル形式) 報告書等 Microsoft Word, Excel, PDF
- 設計図等 Jw_cad, DXF, DWG, PDF, オリジナル
- 写真等 jpg
- 設計データ ねこ電対応ファイル(電気設計の部分)

第9章 準拠すべき図書

三重県業務委託共通仕様書に示す主要技術基準及び参考図書のほか下記に準拠して行なうものとする。

- (1) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（河川ポンプ施設協会）
- (2) 下水道施設設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (4) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）
- (6) 電気設備工事一般仕様書（日本下水道事業団）

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

ア 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条に規定する警察等関係機関からの通報又は同要綱第 4 条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不相当と認められるときは、契約を解除することがある。

イ 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(ア) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに所轄の警察署への通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(イ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(ウ) 上記(ア)の報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき、適切な措置をとるものとする。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該

業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負ったときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引

き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

表1.水処理施設

施設種別	機器番号	設備名称
建物・構築物	1	水処理設備機械電気室
建物・構築物	2	機械電気室用電灯コンセント設備
建物・構築物	3	機械電気室用換気設備
建物・構築物	4	機械電気室用給排水衛生設備
建物・構築物	5	原水ポンプピット
建物・構築物	6	原水ポンプピット用覆蓋
建物・構築物	7	場内排水設備
建物・構築物	8	東扉
建物・構築物	9	南扉
建物・構築物	10	原水ポンプピット用フェンス
建物・構築物	11	メッシュフェンス
建物・構築物	12	原水ポンプピット用擁壁
建物・構築物	13	水処理設備用擁壁
電気設備	1	高流速濾過装置制御盤
電気設備	2	工業用水道量水装置盤
電気設備	3	工業用水道用流量計
電気設備	4	PH計
処理場機械設備	1	No. 1原水ポンプ
処理場機械設備	2	No. 2原水ポンプ
処理場機械設備	3	原水槽
処理場機械設備	4	接触酸化槽ポンプ
処理場機械設備	5	接触酸化槽
処理場機械設備	6	処理水槽
処理場機械設備	7	ろ過送水ポンプ
処理場機械設備	8	高流速ろ過装置
処理場機械設備	9	No. 1接触酸化槽ブロー
処理場機械設備	10	No. 2接触酸化槽ブロー
処理場機械設備	11	逆洗ブロー
処理場機械設備	12	苛性ソーダ槽
処理場機械設備	13	苛性ソーダポンプ
処理場機械設備	14	次亜塩素酸ソーダ槽
処理場機械設備	15	No. 1次亜塩素酸ソーダポンプ
処理場機械設備	16	No. 2次亜塩素酸ソーダポンプ
処理場機械設備	17	No. 3次亜塩素酸ソーダポンプ
処理場機械設備	18	PAC槽
処理場機械設備	19	No. 1PACポンプ
処理場機械設備	20	No. 2PACポンプ
処理場機械設備	21	コンプレッサ
処理場機械設備	22	原水ピット排水ポンプ

表2.修景施設

施設種別	機器番号	設備名称
建物・構築物	1	No.1公衆便所用(掃除用具)倉庫
建物・構築物	2	No.1公衆便所
建物・構築物	3	No.2公衆便所
建物・構築物	4	No.3公衆便所
建物・構築物	5	No.1公衆便所電灯コンセント設備
建物・構築物	7	No.2公衆便所用電灯コンセント設備
建物・構築物	8	No.3公衆便所用電灯コンセント設備
建物・構築物	9	No.2公衆便所用換気設備
建物・構築物	10	No.3公衆便所用換気設備
建物・構築物	11	No.1公衆便所用給排水衛生設備
建物・構築物	12	No.2公衆便所用給排水衛生設備
建物・構築物	13	No.3公衆便所用給排水衛生設備
建物・構築物	14	上流側駐車場周り側溝
建物・構築物	15	下流側公園外周側溝
建物・構築物	16	下流側公園内側溝
建物・構築物	17	No.1管理車両用門扉
建物・構築物	18	No.2管理車両用門扉
建物・構築物	19	上流側駐車場用メッシュフェンス
建物・構築物	20	公園境界用フェンス
建物・構築物	21	除塵施設境界用No.1メッシュフェンス
建物・構築物	22	除塵施設境界用No.2メッシュフェンス
建物・構築物	23	受電設備用フェンス
建物・構築物	24	擬岩擁壁
建物・構築物	25	No.1緑化擁壁
建物・構築物	26	No.2緑化擁壁
建物・構築物	27	No.3緑化擁壁
建物・構築物	28	No.4緑化擁壁
建物・構築物	29	No.5緑化ブロック擁壁
建物・構築物	30	間知積擁壁
建物・構築物	31	重力式擁壁
建物・構築物	32	No.1自然石擁壁
建物・構築物	33	No.2自然石擁壁
建物・構築物	34	No.3自然石擁壁
建物・構築物	35	No.4自然石擁壁
建物・構築物	36	No.5自然石擁壁
建物・構築物	37	No.6自然石擁壁
建物・構築物	38	No.7自然石擁壁
建物・構築物	39	No.8自然石擁壁
建物・構築物	40	No.9自然石擁壁
建物・構築物	41	No.10自然石擁壁
建物・構築物	42	No.11自然石擁壁
建物・構築物	43	No.12自然石擁壁
建物・構築物	44	除塵施設左岸側舗装
建物・構築物	45	管理車両用道路
建物・構築物	46	上流側駐車場舗装
建物・構築物	47	下流側駐車場舗装
建物・構築物	48	道路境界部舗装
建物・構築物	49	ブロック舗装
建物・構築物	50	下流側公園外周部ブロック舗装
建物・構築物	51	下流側公園外周ブロック舗装(県道側)

建物・構築物	52	大滝左岸遊歩道
建物・構築物	53	壁泉前舗装
建物・構築物	54	流れ末端部広場舗装
建物・構築物	55	下流側公園内舗装
建物・構築物	56	No.1自然石樹脂舗装
建物・構築物	57	No.2自然石樹脂舗装
建物・構築物	58	No.3自然石樹脂舗装
建物・構築物	59	No.4自然石樹脂舗装
建物・構築物	60	No.5自然石樹脂舗装
建物・構築物	61	管理車両用橋梁
建物・構築物	62	(分電盤L-2系統) No.1屋外照明
建物・構築物	63	(分電盤L-2系統) No.2屋外照明
建物・構築物	64	(分電盤L-2系統) No.3屋外照明
建物・構築物	65	(分電盤L-1系統) No.4屋外照明
建物・構築物	66	(分電盤L-1系統) No.5屋外照明
建物・構築物	67	(分電盤L-1系統) No.6屋外照明
建物・構築物	68	(海運橋付近系統) No.7屋外照明
建物・構築物	69	海運橋付近系統No.8屋外照明
建物・構築物	70	No.1階段
建物・構築物	71	No.2階段
建物・構築物	72	No.3階段
建物・構築物	73	No.4階段
建物・構築物	74	No.5階段
建物・構築物	75	No.6階段
建物・構築物	76	No.7階段
建物・構築物	77	開水路左岸安全柵
建物・構築物	78	開水路右岸安全柵
建物・構築物	80	上流駐車場用縁石
建物・構築物	81	施設内No. 1縁石
建物・構築物	82	施設内No. 2縁石
建物・構築物	83	施設内No. 3縁石
建物・構築物	84	施設内No. 4縁石
建物・構築物	85	施設内No. 5縁石
建物・構築物	86	施設内No. 6縁石
建物・構築物	87	海運橋側公園内縁石
建物・構築物	88	下流側駐車場用縁石
建物・構築物	89	噴水
建物・構築物	90	No.1流れ内遊戯施設 (石造)
建物・構築物	91	No.1流れ内遊戯施設 (木造)
建物・構築物	92	No.2流れ内遊戯施設
建物・構築物	93	No.3流れ内遊戯施設
建物・構築物	94	No.4流れ内遊戯施設
建物・構築物	95	No.5流れ内遊戯施設
建物・構築物	96	No.1休憩施設
建物・構築物	97	No.2休憩施設
建物・構築物	98	No.3休憩施設
建物・構築物	99	No.4休憩施設
建物・構築物	100	No.5休憩施設
建物・構築物	101	No.6休憩施設
建物・構築物	102	No.7休憩施設
建物・構築物	103	No.8休憩施設
建物・構築物	104	No.9休憩施設

建物・構築物	105	No.10休憩施設
建物・構築物	106	No.11休憩施設
建物・構築物	107	No.1転落防止柵
建物・構築物	108	No.2転落防止柵
建物・構築物	109	No.3転落防止柵
建物・構築物	110	No.4転落防止柵
建物・構築物	111	No.5転落防止柵
建物・構築物	112	No.6転落防止柵
建物・構築物	113	No.7転落防止柵
建物・構築物	114	上流側駐車場内車止めブロック
建物・構築物	115	上流側駐車場内車止めポール
建物・構築物	116	出入口用No.1車止めポール
建物・構築物	117	出入口用No.2車止めポール
建物・構築物	118	出入口用No.3車止めポール
建物・構築物	119	出入口用No.4車止めポール
建物・構築物	120	出入口用No.5車止めポール
建物・構築物	121	下流側駐車場用車止めポール
建物・構築物	122	水飲み場
建物・構築物	123	No.1吸い殻入れ
建物・構築物	124	No.2吸い殻入れ
建物・構築物	125	No.3吸い殻入れ
建物・構築物	126	No.4吸い殻入れ
建物・構築物	127	No.5吸い殻入れ
建物・構築物	128	No.6吸い殻入れ
建物・構築物	129	大滝用景石
建物・構築物	130	海運橋
建物・構築物	131	No.1流れ
建物・構築物	132	No.2流れ
建物・構築物	133	No.3流れ
建物・構築物	134	No.4流れ
建物・構築物	135	No.5流れ
建物・構築物	136	大滝
建物・構築物	137	壁泉
建物・構築物	138	案内看板
建物・構築物	139	給水設備（海運橋北側）
電気設備	1	気中負荷開閉器
電気設備	2	高圧受電盤
電気設備	3	低圧電灯盤
電気設備	4	低圧動力盤
電気設備	5	散水用分電盤
電気設備	6	壁泉用分電盤
電気設備	7	噴水用分電盤
電気設備	8	引込柱
処理場機械設備	1	壁泉用薬注設備
処理場機械設備	2	壁泉循環用ポンプ
処理場機械設備	3	噴水用ポンプ
処理場機械設備	4	散水管
処理場機械設備	5	大滝用配管
処理場機械設備	6	壁泉用配管
処理場機械設備	7	噴水用配管